

館山市 こども計画 骨子案

2024 年 9 月
館山市

目次（構成案）

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 他計画との関係
- 4 計画の期間
- 5 制度改正等の内容

第2章 館山市のこどもと子育て家庭の現状と課題

- 1 人口や世帯等の状況
- 2 就学前の保育・教育施設の状況
- 3 地域子ども・子育て支援事業等の状況
- 4 家庭の経済状況からみた子育て環境
- 5 こどもの生活・意識の状況

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 こどもの人口の見通し
- 3 教育・保育提供区域の設定
- 4 施策の体系

第4章 施策の展開

- 基本目標1 就学前の教育・保育の環境づくり
- 基本目標2 子育て家庭を支援する環境づくり
- 基本目標3 こどもが健康に育つための環境づくり
- 基本目標4 親と子が地域で成長する環境づくり
- 基本目標5 こどもが育つ安全安心の環境づくり

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量及び確保策

- 1 幼児期の学校教育・保育の見込み量及び確保策
- 2 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保策

第6章 計画の推進体制

- 1 計画の推進にあたっての役割分担と連携
- 2 計画の評価・改善・進行管理

資料編

「こども」表記について

国が用いる「こども」の表記については、「子供」「子ども」「こども」が混在していますが、本計画では以下の基準で使い分けをすることとします。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用います。
- (2) 特別な場合とは、①法令に根拠がある語を用いる場合、②固有名詞を用いる場合（既存の事業名や組織名等）とします。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

国は、こどもや子育てを取り巻く社会状況の変化を受けて、2023（令和5）年4月にこども基本法を施行し、こども家庭庁を発足させ、そして同年12月に「こども大綱」と「こども未来戦略」を策定しました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しており、それを「こどもまんなか社会」と表現しています。より具体的には、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」、としています。

また「こども大綱」の考え方に基づき、集中的に取り組む具体的な取組として「こども未来戦略」を策定し、（1）若い世代の所得を増やす、（2）社会全体の構造・意識を変える、（3）すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、という3つの基本目標を掲げ、児童手当の拡充、多子世帯の高等教育費の負担軽減、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設などに取り組むとしています。

館山市においては、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受けて、「たてやまっ子 元気プラン（館山市子ども・子育て支援事業計画）（以降「第1期計画」という。）」を2014（平成26）年度に策定しました。この計画は、2015（平成27）年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」に対応した計画であるとともに、これまで市が実施してきた、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画も包含した計画となっていました。また、その後継計画として、2019（令和元）年度に「たてやまっ子 元気プラン（館山市子ども・子育て支援事業計画－第2期計画－）（以降「第2期計画」という。）」を策定しました。第2期計画では、幼児教育・保育の無償化等の円滑な実施、教育・保育事業の質的向上、地域のこども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

このように、国の「こども大綱」が策定され、そして「こども基本法」において市町村版の「こども計画」の策定が求められていること、また、館山市では、2024（令和6）年度で「第2期計画」が終了し、「館山市子ども・子育て支援事業計画－第3期計画－」の策定がもとめられていることから、「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」を一体的に策定し、「館山市こども計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、市町村は「こども大綱」と「都道府県版こども計画」を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることが求められており、本計画はこの市町村こども計画として策定します。

また、「市町村こども計画」は、既存の各種法令に基づく以下の計画と一体のものとして策定することができるとされています。

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画及び市町村計画
- ・ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

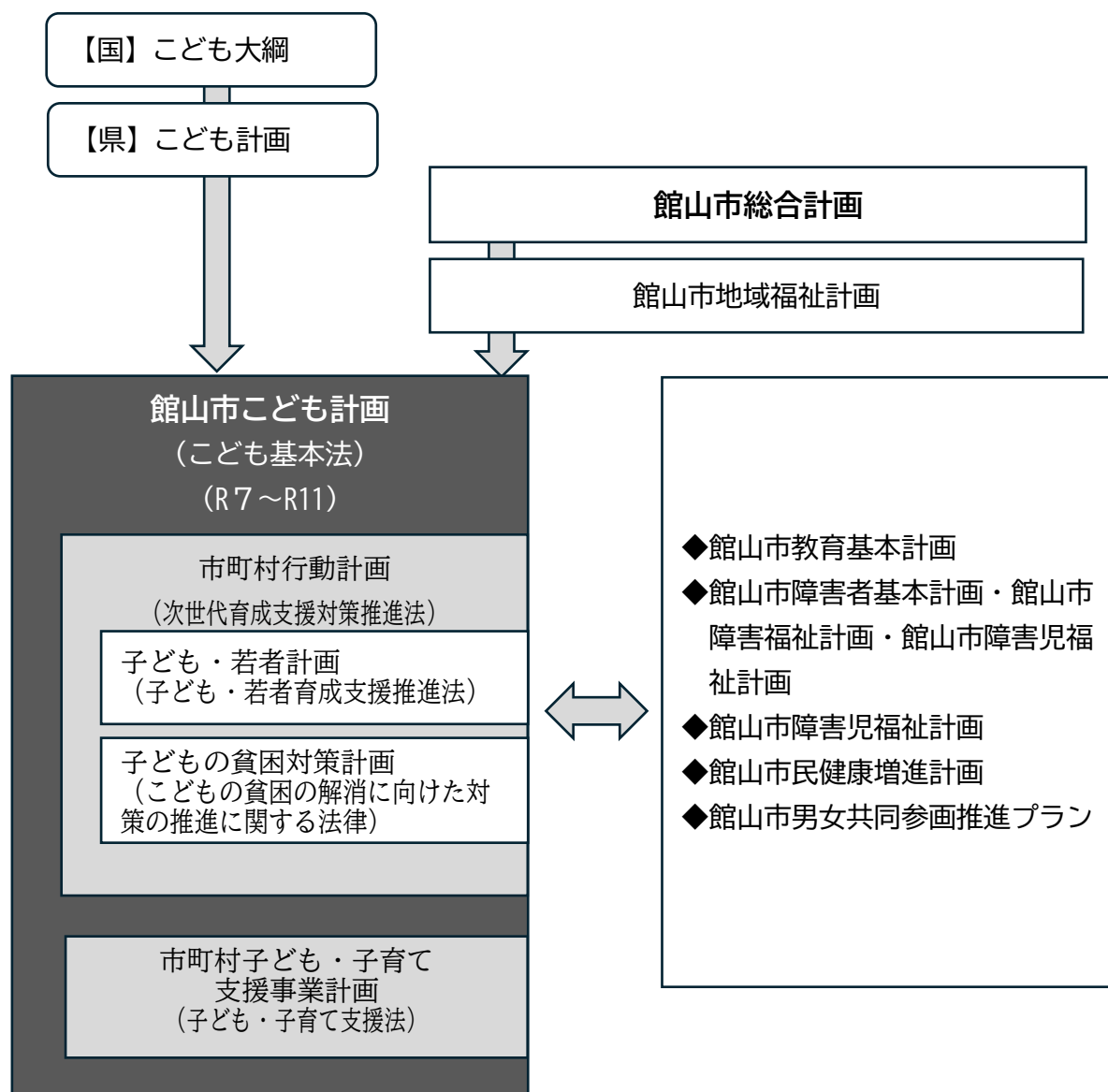
以上を踏まえて、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」と一体的に策定します。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、上位計画である「館山市総合計画」及び福祉計画の上位計画である「館山市地域福祉計画」のもと、関連する「館山市教育基本計画」、「館山市障害者計画・館山市障害福祉計画・館山市障害児福祉計画」、「館山市民健康増進計画」、「館山市男女共同参画推進プラン」との整合性を図りました。

また、国の「こども大綱」及び「千葉県こども計画（仮称）」を勘案した計画としています。

■計画の位置づけと他計画との関係



4 計画の期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とし、2024（令和6）年度に策定します。

2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
館山市子ども・子育て 支援事業計画－第2期計画－					第1期館山市こども計画 (館山市子ども・子育て 支援事業計画－第3期計画－)				
		中間見直し		次期計画の策定			中間見直し		次期計画の策定

5 制度改正等の内容

(1) こども基本法の施行とこども大綱の策定

①こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2022（令和4）年6月に成立し、2023（令和5）年4月に施行されました。

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

②こども家庭庁の発足

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに2023（令和5）年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について取り組みます。

③こども大綱

こども大綱は、2023（令和5）年12月に閣議決定されました。こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めています。こども施策に関する基本的な方針は以下の6つが掲げられています。

- 1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- 6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

④市町村こども計画

2023（令和5）年に施行された「こども基本法」に基づき、国のこども大綱、県のこども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定が努力義務となりました。

市町村こども計画は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して策定することが求められています。また、既存の各種法令に基づく計画と一体のものとして策定することができるとされています。具体的には、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」などと一体的に策定することができるとされています。

（2）子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

2022（令和4）年に、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが目的となっています。この改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。具体的には以下のような取組が追加されています。

- ①家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加
- ②こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加（都道府県における基本的記載事項）
- ③こどもの権利擁護に関する事項の追加
- ④その他所要の改正

第2章 館山市の現状と課題

1 人口や世帯等の状況

今後記載予定

2 就学前の保育・教育施設の状況

今後記載予定

3 地域子ども・子育て支援事業等の状況

今後記載予定

4 家庭の経済状況からみた子育て環境（貧困に関する分析）

今後記載予定

5 こどもの生活・意識の状況（小5・中2の意見の分析）

今後記載予定

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こどもと若者は社会の希望であり、未来をつくる力です。こどもと若者の健やかな育ちのためには、こどもと若者の最善の利益を考慮し、全てのこどもと若者たちが尊厳を重んぜられ、自分らしく自分の希望に応じてその意欲と能力を生かすことができ、その育ちが等しく確実に保障されることが必要であるとともに、親の成長も重要です。

また、本市が未来に向かって活力あるまちを維持していくためには、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう地域全体で応援するという考えに立って、少子化の流れを変える取組を進めていくことが大切です。

そして、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指すことが大切です。

本市では、「第1期計画」より「地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち たてやま」を基本理念に掲げ、全ての家庭において、親子が心身ともに健康に、日々楽しく過ごせるような支援に努めてきました。

本計画では、こども大綱の理念を勘案し、本市のすべての住民が子育てを温かく応援するまちづくりを念頭に、こどもと若者の未来をみつめながら、こどもの最善の利益を第一に考え、豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを目指して、基本理念を定めます

2 こどもの人口の見通し

今後記載予定

3 教育・保育提供区域の設定

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる見込量やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細かな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。

4 施策の体系

1 計画の基本目標

本計画は市町村こども計画であることから、こどもの貧困対策計画で取り扱うべき取組、こども若者計画で取り扱うべき取組、少子化対策に関する取り組みなどを包含する必要があるものの、これらの内容の多くは、第2期計画において次世代育成支援行動計画の一部として含まれていました。このため、本計画では、「第2期計画」の施策の体系と基本目標を継承し、次の5本の基本目標を掲げます。

■基本目標

1 就学前の教育・保育の環境づくり

保育サービスの充実、幼児教育の充実など、就学前の教育・保育のための環境づくりを進めます。

2 子育て家庭を支援する環境づくり

子育て家庭を支援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービスの充実、子育て支援のネットワークづくり、こどもの居場所づくり、子育て相談と要保護児童への対応の推進、仕事と家庭の両立支援など、子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

3 こどもが健康に育つための環境づくり

母親とこどもの健康づくり、こどもへの食育の普及、思春期の健康づくり、小児医療の充実など、こどもが健康に育つための環境づくりを進めます。

4 親と子が地域で成長する環境づくり

次代の親の育成、家庭・地域の教育力の向上、こどもの健全育成の推進、こどもの人権を尊重する社会づくりなど、親と子が地域で成長する環境づくりを進めます。

5 こどもが育つ安全安心の環境づくり

こどもの安全確保、こどもの健やかな成長の支援、災害時に向けた子育て家庭の支援、子育てに配慮した生活環境の充実など、こどもが育つ安全安心の環境づくりを進めます。

2 施策体系図

基本目標	基本施策
基本目標1 就学前の教育・保育の環境づくり	1 就学前の教育・保育の充実
	2 教育・保育サービスの質の向上
基本目標2 子育て家庭を支援する環境づくり	1 こどもと子育て家庭の居場所づくり
	2 子育てに関わる相談・ネットワークの充実
	3 経済的支援の充実
	4 発育・発達に関する支援
	5 児童虐待と配偶者暴力の防止対策
	6 ひとり親家庭等の支援
	7 仕事と生活の調和の推進
基本目標3 こどもが健康に育つための環境づくり	1 母親とこどもの健康づくり
	2 「食育」の推進
	3 こどもの健康維持のための適切な医療環境の構築
基本目標4 親と子が地域で成長する環境づくり	1 こどものための教育環境の整備
	2 多様な学習機会の提供
	3 家庭や地域の教育力の向上
	4 次代の親の育成
	5 こどもを取り巻く環境改善の推進
基本目標5 こどもが育つ安全安心の環境づくり	1 こどもの安全確保
	2 こどもの健やかな成長の支援
	3 災害に対する子育て家庭への支援
	4 子育てに配慮した生活環境の充実
	5 地域で育む元気な親

第4章 施策の展開

今後記載予定

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量及び確保策

今後記載予定

第6章 計画の推進体制

今後記載予定

資料編
